市立芦別病院看護師就業支援金貸与条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、市立芦別病院看護師就業支援金貸与条例（平成２４年条例第１４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与額の単位）

第２条　条例第３条に規定する支援金の額は、１０，０００円単位とする。

（貸与の申請手続）

第３条　条例第４条に規定する申請は、就業支援金貸与申請書（別記第１号様式）に、次の各号に定める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

⑴　看護師免許証の写し

⑵　履歴書

⑶　住民票の写し

⑷　納税証明書

２　市立芦別病院に従事決定後１月以内に転入を予定する者については、当該転入後速やかに住民票の写しその他転入したことを証明する書類を提出するものとする。

（貸与の決定の通知）

第４条　条例第５条の規定に基づく通知は、就業支援金可否決定通知書（別記第２号様式）により行うものとする。

（貸与の契約）

第５条　条例第６条に規定する契約は、就業支援金貸与契約書（別記第３号様式）により行うものとする。

（連帯保証人の変更）

第６条　条例第７条第３項に規定する届出は、連帯保証人の変更届（別記第４号様式）によるものとする。

（支援金の交付）

第７条　支援金は、貸与契約の締結後速やかに交付する。

（返還の誓約書）

第８条　条例第９条第２項に規定する誓約書は、返還誓約書（別記第５号様式）によるものとする。

（返還猶予の申請）

第９条　条例第１０条第２項に規定する申請書は、返還猶予申請書（別記第６号様式）によるものとする。

（返還猶予の決定）

第１０条　市長は、返還猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還猶予の可否を決定し、返還猶予可否決定通知書（別記第

７号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金貸与原簿の備付け）

第１１条　市長は、支援金の貸与及び返還の状況を明らかにするため、支援金貸与原簿を備えるものとする。

附　則

この規則は、平成２４年７月１日から施行する。